

**※ 令和8年熊本地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する
給付奨学金「家計急変採用」及び貸与奨学金「緊急採用・応急採用」
等の取扱いについて**

下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。
ついては、**当該の災害により家計が急変**し奨学金を希望する者について、給付奨学金
「家計急変採用」及び貸与奨学金「緊急・応急採用」等を受け付けます。

記

1. 災害救助法適用地域・適用日：【熊本県】10市10町1村

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市
下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、
上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、
阿蘇郡西原村（法適用日：令和8年7月28日）

※上記の近隣地域で、同等の災害に遭った世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱う。

※適用地域の詳細については、下記の日本学生支援機構のホームページ（1年以内の災害救助
法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

2. 給付奨学生【家計急変採用】（申請期限：事由発生から3か月以内）

生計維持者が**震災、火災、風水害等に被災**した場合、次のA～Dのいずれかに該当し、
当該事由に対応する証明書を提出できる場合、申込みができます。

A：生計維持者の死亡

B：生計維持者が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難

C：生計維持者が失職（非自発的失業に限る）

D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、上記A～Cの
いずれかに該当、又は、被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労
困難等、世帯収入を大きく減少させる事由が発生

3. 貸与奨学生【緊急採用、応急採用】（申請期限：事由発生から12か月以内）

生計維持者が死亡、事故・病気、失職（退職、会社倒産、廃業）、震災等に被災し、次の
【1～3】に該当し、当該事由に対応する証明書を提出できる場合、申込みができます。

【1】被災等により、収入が無くなった

【2】被災等により、収入が減った

【3】被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）

4. JASSO 災害支援金（10万円：返還不要）

学生またはその父母等が居住する住宅に**床上浸水、半壊以上等の被害を受けた方**、また
自治体からの避難勧告等が1ヶ月以上続いた方からの申請を受付けます。

申請期限は、**災害発生日の次の月から数えて6か月以内（2027年1月末迄）**です。

《受付相談については、学生課まで》

以 上

2026年7月31日 学生課